

# 「栃木県地域福祉支援計画（第2期）」の概要

～みんなで支え合い、共に生きる福祉社会を目指して～

## 第1章 計画の趣旨

- 1 計画策定の趣旨
  - 近年の地域福祉を取り巻く状況の変化に対応し、計画的・総合的に地域福祉を推進する。
- 2 計画の位置付けと役割
  - 社会福祉法に基づき市町村地域福祉計画の達成に資することを目的とした都道府県地域福祉支援計画であり、栃木県総合計画の部門計画
  - 個別分野の各種計画に基づく縦割りの福祉を地域の観点から横断する(様々な福祉をつなぎ、そして谷間を埋める)計画
- 3 計画の目指す方向
  - 「ノーマライゼーション社会の実現（住民一人ひとりが住みよいまちづくり）」を目指す。
- 4 計画期間
  - 平成22年度から平成27年度まで ※県総合計画と最終年度を合わせた。（第1期計画（平成17年度から21年度まで））
- 5 住民、民間団体、市町村及び県の役割
  - それぞれが役割を果たし、相互に協力する。

## 第2章 地域福祉を取り巻く状況

- 1 地域社会の状況
  - 少子高齢化の進行、家族構成の変容（高齢単身世帯・夫婦のみ世帯、ひとり親世帯の増加）、雇用環境の変化等
- 2 第1期計画の推進状況
  - 最終年度の目標及び各年度の実績を記載

## 第3章 計画の目指す方向

- 1 住民等の積極的な参加による地域福祉を推進する
- 2 尊厳を持って共に生きる社会づくりを推進する
- 3 福祉サービスを提供する担い手を育成する
- 4 福祉の心を育む

### ノーマライゼーション社会の実現

高齢者も子どもも、障害のある人もない人も、すべての県民が、家庭や地域の中で、その人らしい充実した生活を安心して送ることができる、互いに支え合い、共に生きる福祉社会の実現を目指す。

## 第4章 地域福祉施策の展開

- 施策1 住民等の積極的な参加による地域福祉を推進する  
「地域・人・つながりづくりの基盤整備」
- 1 市町村地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定の促進
  - 2 小地域福祉活動の促進（出会い・話し合い・つながりの創出）
  - 3 地域福祉推進の基盤整備（地域福祉活動を推進する中核的団体の充実）
  - 4 ボランティア活動の充実

施策2 尊厳を持って共に生きる社会づくりを推進する

「地域（場）づくり」

- 1 人権意識の醸成
- 2 権利擁護の充実
- 3 相談・支援体制の充実
- 4 福祉サービスの質の向上
- 5 ひとにやさしいまちづくりの推進

施策3 福祉サービスを提供する担い手を育成する

「人づくり」

- 1 福祉人材の養成確保・定着への支援
- 2 専門職同士の連携、地域住民と専門職の協働の促進

施策4 福祉の心を育む

「つながり（共生・連帯）づくり」

- 1 福祉教育の充実
- 2 企業等の社会貢献活動の促進

## 第5章 計画の推進に向けて

### 1 計画の推進体制

「栃木県地域福祉支援計画推進委員会（仮称）」等の意見を聴くとともに、市町村と連携して計画を推進する。

### 2 計画の進行管理

市町村や関係機関と連携して進行管理を行うとともに、広く県民に情報提供する。

## 参 考

### 本計画の特徴（第1期計画との主な相違点）

- 住民、民間団体、市町村、県の役割について明記
- 施策について、第1期計画や社会状況の変化等を踏まえながら、「地域づくり」「人づくり」「つながりづくり」、そしてこれらの「基盤整備」という視点から体系化
- 地域福祉推進のための取組をイメージでき、事業実施の参考となるよう、県内外の優れた事例を掲載

### 都道府県地域福祉支援計画とは

- 社会福祉法第108条の規定に基づき、市町村地域福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から、県内市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定めている。
  - ① 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
  - ② 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保・資質の向上に関する事項
  - ③ 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- ※ 市町村地域福祉計画策定市町村数 12市町（平成22年3月末現在）